

令和元年第8回始良市教育委員会定例会

令和元年8月9日（金）

開会 15時00分

閉会 15時40分

加治木総合支所南庁舎3階会議室

1 出席者

小倉教育長 川畑委員 中間委員 岩元委員 藤谷委員

2 教育委員会事務局の出席者

岩下部長 小林次長兼学校教育課長 塚田次長兼保健体育課長 北野教育総務課長
原口社会教育課長 桃木野図書館事務局長 別府国体推進課長

3 議事

議案等番号	件名	結果
議案第20号	始良市立幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例に関する件	可決
報告第6号	安全・安心な学校づくり交付金（学校給食施設）等に係る財産処分報告に関する件について	承認

4 議事録

教育部長 ただいまから、令和元年第8回始良市教育委員会定例会を開催いたします。
これからの進行につきましては、小倉教育長にお願いします。

教育長 今日1日で若者議会、学校経営ヒアリング、そして教育委員会と3つの行事を一緒にしたのですが、これは何回もお出でいただくより1日で済ませてしまおうということでございますので、よろしくご理解ください。
それでは、会議に入ります。本会議は公開を原則としておりますが、本日の会議を公開とすることにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 よって本日の会議は公開とすることとします。
日程第1「議事録の承認・署名」ですが、もう承認・署名はお済みでしょうか。

全員 はい。

教育長 では、前回の議事録は承認されるものとします。
日程第2「委員及び教育長の報告」ですが、委員の皆様から何かご報告はございませんでしょうか。

委員 7月31日に県内の市町村教育委員会の研修会に行きまして。県庁でございました。県教育委員会の各課がいま課題としているもの、取り組んでいるものについていろいろと説明を受けて参りました。非常に、県教委としても各課によっていろいろな取組があつて、特に私の印象に残つたのは、教職員課が今度、先生方の学校勤務の忙しさを、「どうにかして変えていかなければならない」というような、大変大きな気持ちで取り組んでいらつしやるのがよくわかりました。また国体に関する事、これも大変なようでした。国体に関しては、教育委員会ではなく知事部局の方が説明されました。もう1つ大きく残つたのは、義務教育課と高校教育課が一緒になって、鹿児島県の学力向上のことについて話をされました。非常に一生懸命取り組んでいらつしやるというのもありました。以前、この会で、分科会の資料をいただいたのですが、結局、質疑応答で全て時間が潰れてしまい、発表する機会はありませんでした。

教育長 ほかにございませんでしょうか。
私からは、特に7月末の水泳記録会などでは、暑い中ご参加いただきましてありがとうございます。今日の若者議会でも「プールの設置を」という高校生の要望もありましたけれども、1回の霧島市の水泳プールの借用料がおおよそ4万円です。子ども達をバスで連れて行きますが、それがおおよそ35万数千円、たった1日のことなのですがおおよそ40万円支払います。プールを作るとなると10数億円かかるということになります。年間の維持費がおおよそ5千万円かかります。いま武道館もつくれというのが市議会で陳情が採択されていますが、建設するとなると莫大な費用が必要となり、維持費もかかります。利用頻度の少ない施設を建設すべきかどうかという話です。それから、委員からもありましたが、業務改善というのが誤解されて、学校で蔓延している傾向があります。例えば、この前テレビ放映にありましたように、8月1日の出校日を鹿児島市は30数校していない、それが業務改善だと言って、履き違えているところがあります。だから、こういう履き違えが起こるといけないので、歯止めを掛けなくてはいけないのです。そこは、きちんと私も歯止めを掛けて取り組んでいきたいと思つています。「無駄なことは止めよう」また「日々の業務は効率的にやろう」というのは良いのですが、あれもこれも止めてしまえという話ではないわけです。その取組が、特に鹿児島市は目

立つところですから、非常に困ったことになってくるということなのですね。このまま行くと、20年後の鹿児島県の学力は落ちてしまいます。それを懸念しているところでもありますので、委員の皆様もその辺をご理解いただきたいと思います。

次に、日程第3議案第20号「始良市立幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例に関する件」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(学校教育課長) それでは、議案第20号「始良市立幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例に関する件」について、ご説明申し上げます。少子化対策の一つとして、子育て世代を応援するものとして「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」及び、関連する政令等が本年10月1日から施行され、公立幼稚園の保育料については無償化されます。附則の2にありますように、本年9月分まではこれまでの保育料を納めていただくことになります。また、附則の3は、「始良市子どものための教育・保育給付に係る保育料を定める条例」に、「始良市幼稚園保育料徴収条例」に関する記載がありましたので、その廃止に伴い記載を削るということでございます。以上で説明を終わります。

教育長

子ども子育て支援法を、少し説明しなくてもわかりますか。

事務局

(学校教育課長) 子ども子育て支援法というのは、大きな傘で、保育園のことも一緒に入っているところがありまして、そこに関わる家庭負担軽減のため、保育料を無償化するというものが「子ども子育て支援法」の一部改正でございます。幼稚園の保育料については、その中の一部として位置づけられておりますので、法の一部改正に伴い、始良市としても関連する幼稚園保育料徴収条例の廃止を行うということでございます。以上です。

教育長

今の内閣政府の中で、消費税率10パーセントへの引き上げの1つの反射的な利益として、子ども子育て支援法の一部改正に基づいた「支援の拡充」というのを図っているわけです。それが、教育としては幼児教育に対する支援という形で出てきています。いま大まかな説明でありましたが、給食費に関しても、いわゆる副食費については補助するということです。そういったことが細々と出されているわけですが、大きくは今まで幼稚園・保育園に払ってきた保育料、これが無償化になるということでもあります。では、いまの説明について、ご質疑をお願いいたします。

委員

国が保育料を出してくれるということで、幼稚園からは保育料のお金がいらないうことで、この改正があるわけですが、そのほかに補助の対象とな

らないようなお金があつて、何か幼稚園には必要経費として出す必要なものがあるのでしょうか。

事務局

(学校教育課長) まず保育料ですが、これは年収が360万円未満の世帯の場合ですが、保育料が6,600円になります。給食費の中で副食費と呼ばれるものについては補助しますが、パン・ごはんの主食については自費負担となります。これを概算しますと、今まで公立幼稚園の給食費が4,800円だったのですが、自己負担額が800円ということになります。その2つだけで見ると800円でいいということになりますが、当然それ以外のものでも服の購入やいろいろな道具を、どうしても買わなくてはならないということも出てきます。また、行事にかかるお金などは必要ですので、そこは各家庭で負担ということになります。

委員

錦江幼稚園はお預かりもしていると聞いていますが、そのお預かり料金というのも負担が要らなくなるのでしょうか。

事務局

(学校教育課長) お預かり料金についても負担が掛からなくなりますが、だからと言って誰でもお預かりということではなく、きちんと条件がありますので、止むを得ずということもあります。

教育長

始良市の幼稚園は、平成25年まで建昌幼稚園と帖佐幼稚園が完全給食ではなくて、パンと牛乳だけでした。それで給食をとということになり、給食室別棟を建設され、そこから配食して完全給食にしたのです。その時には、給食の完全実施と3歳児保育を始めて、4園のうち3園はできたのですが、錦江幼稚園だけが施設がなくてできなかったものですから、そこだけ「預かり保育をしてください」ということで実施しております。幼稚園改革はそのように進められてきました。

ほかに何かございませんでしょうか。この条例は今度の9月議会に提案するものです。

ほかに何かございませんか。よろしいですか。

ではお諮りします。議案第20号「始良市立幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例に関する件」については事務局の提案のとおり、可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員

はい。

教育長

異議なしと認めます。よって、議案第20号「始良市立幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例に関する件」は、可決されました。

次に、日程第4報告第6号「安全・安心な学校づくり交付金(学校給食施設)

等に係る財産処分報告に関する件について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(保健体育課長) それでは、報告第6号「安全・安心な学校づくり交付金(学校給食施設)等に係る財産処分報告に関する件」につきまして、ご説明を申し上げます。現在、三船小学校では児童増対策として、1学期の終了後に本校舎北側の給食室・家庭科室などを取り壊し、その跡地に特別教室棟を建築するための工事が進められております。今回取り壊すこととなりました給食室は、昭和62年度に国庫補助金を活用して整備された財産であることから、それを処分するに当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受けることになります。この法令により、三船小学校給食室の処分には35年という「処分制限期間」が適用されることになり、この期間内に処分をする場合、工事に着手する2か月前までには文部科学大臣への報告が必要とされております。今年で、建築から32年でしたので、この手続きが必要でありました。これらの点に関する私の認識不足により、必要な事務手続を怠ってしまっていたために、本来であれば遅くとも本年5月までには教育委員会で、承認をいただいた上で、報告書を提出すべきところでありましたが、このような形でのご報告になってしまい、誠に申し訳ございません。なお、記載内容や添付資料につきましては、県担当者の指導の下、最終確認を受けて提出しましたが、今後はこのような事案が再発することのないように充分注意を払ってまいります。以上、ご報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

教育長

何かご質疑ございませんでしょうか。

委員

処分制限期間があるということで、これの残存というのは大体目安で、いくら返納しないといけないというのは、まだ出ていないのでしょうか。ここで補助額が372万ということですが、それに伴った期間内での解体・処分になるということで、補助金の返納というのは発生しないのでしょうか。

事務局

(保健体育課長) 法令によりまして、国庫補助事業の完了後10年以上が経過した建物であれば、国庫補助の返納は発生しないという規定があります

委員

始良の商工会を処分するのに返納金が発生しているのですけれど、今年度一応対応しましたけど100数十万。県・国から補助をいただいていたので。

事務局

(保健体育課長) そうですか。

教育長 ほかにございませんか。
三船小学校は、年々児童数が増えてきているということで、既に始良市になってから倍ぐらいになってきています。もう160人を超えています、最初は82～83人だったのですが。今年の1年生は、昭和49年以来2クラスになったということで、このことから教室が足らなくなり、新たな教室を作らなくてはいけないということになりまして、校舎の後ろのほう、給食室などを解体せざるを得なくなったということでございます。

委員 もう9月からは、給食室別棟からの給食運搬になるのですよね。

事務局 （保健体育課長） そうです。

教育長 というか100mくらいしかないのです。何であそこから運ばないのかと、何度も言われていたのですが。

委員 それを受け入れる、その施設みたいなものはもうできているのですか。

事務局 （保健体育課長） はい、今回整備します。

教育長 この図面は既存の給食室の資料ですか。

事務局 （保健体育課長） この図面はそうです。

教育長 こちらは解体する施設を含めての配置図ですか。

事務局 （保健体育課長） はい、そうです。

委員 解体は完了したのですか。

事務局 （保健体育課長） はい、解体工事は8月からですね。

教育長 次のご質疑ございませんか。
お諮りします。報告第6号「安全・安心な学校づくり交付金(学校給食施設)等に係る財産処分報告に関する件について」は事務局からの報告どおり、ご了承いただけますでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって報告第6号については、承認されました。次に、日程第5「事務連絡」ですが、学校教育課からお願いします。

事務局 (学校教育課長) 来年度から西浦小学校が特認対象校へ移行することになりました。特認校になるということは、スクールバスを動かすということで、それに対する予算措置が必要なわけですが、大きな予算ですので市長へご説明を申し上げました。今後の西浦小学校の児童数の推移を説明し、いま手を打たなければならないだろうということでご快諾をいただきまして、実際に特認校としてやっていくこととなります。校長のほうもこれから募集活動を行っていきます。漆小学校もありますので、あまり競合しない形で、同じところから競走的ではなくて、始良地区のほうから応募していけないかということ、動いているところでございます。以上、ご報告申し上げます。

教育長 西浦小は今16人なのですが、旧町時に学校周辺に住宅を建設して児童数確保対策を講じたのですが、それも年数が経過し、いまで手を打たないと3年後は児童数も1桁になるはずですから、1桁になってから特認校を始めてもということで、来年4月から始めていきます。ただ、漆小は今やっていますので、蒲生地域で応募活動をするとうバッティングすると思います。だから、始良地区のどんどん増えている地域から児童を確保するということです。先ほども話しましたが、三船小などは倍くらいになっているのですが、建昌小や松原なぎさ小、重富小校区からに西浦小に通っていただきたい。ということでバス代はかかるのですが、それによって西浦の活性化に繋がっていけばということで、市長からも了承を得ましたので特認校で進めたいと思います。ご了承ください。それでは、ほかにございませんか。

事務局 (教育総務課長) 毎年、教育委員の方々の研修視察を計画させていただいてありますが、お手元のA4用紙に、過去5年間の実績・研修地を掲載してあります。昨年は山口県の萩市に行っておりまして、今年度の研修を計画するにあたり、委員の皆様方に研修時期・研修内容・研修地などのご要望等がありましたら、お伺いしたいと思っております。まず研修時期ですが、毎年11月又は1月後半に行っているようですが、時期としてはどちらの方向で考えてよろしいでしょうか。もしご意見があればお願いいたします。事務局としましては、時期的に11月くらいがちょうど良いのではと考えているところですが、その方向で進めさせていただいてもよろしいでしょうか。

全員 はい。

事務局 (教育総務課長) では11月で考えてみたいと思います。

教育長 研修先の都合もありますので、皆さん都合の良い時に。

全員 はい。

事務局 (教育総務課長) あと、研修内容・研修地として、何か委員の皆様方から「こんなところに行きたい」とか「こんな内容で研修をしたい」というようなご意見がございましたら、お聞かせ願えればと思います。

教育長 今年度は、九州ですか。

事務局 (教育総務課長) 九州管内になります。公用車での研修という形になりますけれど。特になければ、私ども事務局のほうでまたご提案して、検討していただくことでよろしいでしょうか。

全員 はい。

事務局 (教育総務課長) 研修地につきましても、特に希望がないようでしたら、こちらで探したいと思いますがよろしいでしょうか。

全員 はい。

事務局 (教育総務課長) それでは、事務局のほうで考えてみたいと思います。

教育長 また来月の委員会にでも、提示してみましよう。

事務局 (教育総務課長) ありがとうございます。

教育長 ほかにありませんか。
なければ「行事予定」の確認を行います。教育総務課から。

事務局 (教育総務課より順次説明)

教育長 行事関係について、委員の皆様から何かご質問ございませんでしょうか。
なければ以上で、本日の全ての議事を終了いたします。
本日の会議議事録の修正については、当局にご一任いただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

全員 はい。

教育長 では以上で、令和元年第8回教育委員会定例会を終了いたします。
ご苦勞様でした。

全員 ありがとうございます。